

<石綿に関する健康相談窓口一覧>

(健康相談窓口 (産業保健推進センター))

北海道	(011)726-7701	滋賀	(077)510-0770
青森	(017)731-3661	京都	(075)212-2600
岩手	(019)621-5366	大阪	(06)6263-5234
宮城	(022)267-4229	兵庫	(078)360-4805
秋田	(018)884-7771	奈良	(0742)25-3100
山形	(023)624-5188	和歌山	(073)421-8990
福島	(024)526-0526	鳥取	(0857)25-3431
茨城	(029)300-1221	島根	(0852)59-5801
栃木	(028)643-0685	岡山	(086)212-1222
群馬	(027)233-0026	広島	(082)224-1361
埼玉	(048)829-2661	山口	(083)933-0105
千葉	(043)245-3551	徳島	(088)656-0330
東京	(03)3519-2110	香川	(087)826-3850
神奈川	(045)224-1620	愛媛	(089)915-1911
新潟	(025)227-4411	高知	(088)826-6155
富山	(076)444-6866	福岡	(092)414-5264
石川	(076)265-3888	佐賀	(0952)41-1888
福井	(0776)27-6395	長崎	(095)821-9170
山梨	(055)220-7020	熊本	(096)353-5480
長野	(026)225-8533	大分	(097)573-8070
岐阜	(058)263-2311	宮崎	(0985)62-2511
静岡	(054)205-0111	鹿児島	(099)223-8100
愛知	(052)242-5771	沖縄	(098)859-6175
三重	(059)213-0711		

(労災病院の相談窓口)

1 石綿の特殊健診、診断、治療が可能な労災病院

美唄労災病院	(0126)63-2151	神戸労災病院	(078)231-5901
岩見沢労災病院	(0126)22-1300	和歌山労災病院	(073)451-3181
東北労災病院	(022)275-1111	岡山労災病院	(086)262-0131
福島労災病院	(0246)26-1111	中国労災病院	(0823)72-7171
珪肺労災病院	(0288)76-1515	香川労災病院	(0877)23-3111
千葉労災病院	(0436)74-1111	九州労災病院	(093)471-1121
東京労災病院	(03)3742-7301	門司労災病院	(093)331-3461
関東労災病院	(044)411-3131	長崎労災病院	(0956)49-2191
横浜労災病院	(045)474-8111	熊本労災病院	(0965)33-4151
燕労災病院	(0256)64-5111	吉備高原医療リハビリテーションセンター	(0866)56-7141
新潟労災病院	(025)543-3123		
富山労災病院	(0765)22-1280		
浜松労災病院	(053)462-1211		
中部労災病院	(052)652-5511		
旭労災病院	(0561)54-3131		
関西労災病院	(06)6416-1221		

2 石綿の特殊健診が可能な労災病院

青森労災病院	(0178)33-1551
岩手労災病院	(0198)25-2141
大阪労災病院	(072)252-3561
山口労災病院	(0836)83-2881

石綿作業従事者の 健康管理

(健康診断・健康管理手帳制度の概要)

平成17年7月1日から労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、石綿障害予防規則が制定されました。このパンフレットは、石綿作業従事者にかかる健康診断・健康管理手帳制度についてまとめたものです。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
平成17年9月

**対象者には必ず健康診断を実施しましょう！
対象となる方は健康診断を受けましょう！**

「石綿作業従事者に対する 健康診断の実施について」

石綿障害予防規則では、石綿による肺がん、中皮腫等の健康障害を早期に発見するため、事業者に対して、以下の労働者について、健康診断の実施等を義務付けています。（石綿障害予防規則第40条～第43条）

○ 健康診断の対象者

- ①石綿を製造し、もしくは取り扱う業務等に常時従事する労働者
- ②事業場の在籍労働者で、過去においてその事業場で石綿を製造し、または取り扱う業務に常時従事したことのある者

○ 健康診断の実施時期

- ①雇入れ時又は当該業務への配置替えの際
- ②定期健康診断（6ヶ月以内ごとに1回）

○ 健康診断の項目

一次健康診断

- ①業務の経歴の調査
- ②石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
- ③せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- ④胸部のエックス線直接撮影による検査

二次健康診断（一次健康診断の結果、医師が必要と認めた場合）

- ①作業条件の調査
- ②胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

○ 健康診断結果の報告・記録

事業者は、健康診断（定期的のものに限る。）を行った場合には、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第3号）を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

また、石綿健康診断の結果に基づき石綿健康診断個人票（様式第2号）を作成し、30年間保存しなければなりません。

※ 石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた者で、上記の健診で両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚が認められた労働者は、健康管理手帳の交付対象となります。健康管理手帳制度の詳細については、次の「健康管理手帳制度について」をご覧ください。

**離職された方は健康管理手帳制度を
活用しましょう！**

「健康管理手帳制度について」

石綿による中皮腫等の健康障害は、離職後に発生することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

○ 健康管理手帳とは

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事して、健康診断等の結果、両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚がある方は、離職の際又は離職の後に住所地の都道府県労働局長（離職の際は事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長）に申請することにより、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

※ 対象となる離職者には、過去に石綿の取扱い業務を行っていたが、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方も含まれます。

○ 対象となる業務とは

石綿（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。以下のような業務があります。

- ・石綿製品の製造工程における作業
- ・石綿の吹付け作業
- ・石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- ・石綿製品の切断等の加工作業

○ 健康管理手帳の交付要件とは

両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

○ 健康管理手帳の申請先及び問い合わせ先は

都道府県労働局の安全衛生課又は労働衛生課まで